

## 著作権及び著作者人格権に関する特記仕様書

本業務の履行に当たっては、次の事項を遵守すること。

本特約の記載内容が他の契約書面と相違するときは、本特約の記載内容を優先して適用する。

- 1 受注者は、受注者が本業務において発注者に引き渡した成果物である著作物（以下「新規著作物」という。）の著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに定める権利を含むすべての著作権を発注者に無償で譲渡する。
- 2 受注者は、発注者及び新規著作物と受注者が従来より有している著作物（以下「既存著作物」という。）を利用する第三者（以下「利用者」という。）に対し、一切の著作者人格権を行使しない。
- 3 新規著作物の中に既存著作物が含まれている場合、その著作権は受注者に留保されるが、可能な限り、発注者が利用者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。また、第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受注者は可能な限り、発注者が利用者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。成果物納品の際には、利用者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意し、利用者が二次利用をできない箇所についてはその理由についても付するものとする。
- 4 受注者は、新規著作権及び既存著作物が第三者の知的財産権及び、その他の権利を侵害しないことを保証する。